

三原市立第四中学校 生徒指導規程

【1】 目的

この規程は、本校の教育目標「まなび つながり
みらいを創る」を達成するため、また誰もが安心して
学校生活を送れるように、生徒指導に係る必要な事項
を定めるものである。（合理的配慮を必要とする場合
や特別な事情がある場合等は、学校に相談することと
する。）

【2】 学校生活について

1 学校生活について

- (1) 登校
 - ・8時15分から朝の短学活を始められるように
登校し、準備をする。
- (2) 下校
 - ①完全下校時間を守る。
 - ・基本 17時30分
 - ・一部期間 16時30分
 - ②登下校中、寄り道や買い食いをしない。
- (3) その他
 - ①登校するときは制服を着用する。土日の部活動や
大会のときは、体操服等でも良い。
 - ②欠席、遅刻等は、朝8時まで電話またはすぐ
で保護者が学校に連絡する。
 - ③バス通学は学校の許可を必要とする。運賃等は登
校時に学校へ預ける。
 - ④登校後は、下校するまで校外に出てはいけない。
 - ⑤持ち物にはすべて名前をはっきり書く。
 - ⑥生徒間での物品の売買や、金銭の貸し借りはしな
い。
 - ⑦学校（授業、部活動）に必要なでない物を持って来な
い。
 - ⑧スマートフォン等の情報通信機器の校内への持ち
込みは禁止。
 - ⑨クロームブックは、市からの貸与物です。活用手引
きに則して取り扱います。卒業時に返却する。

2 授業について

HRや各授業時に四中授業五訓を大切にします。

四中「授業五訓」

1. 着ベルの徹底（授業準備をして待つ）
2. 心のこもった挨拶
（授業は真剣勝負の場、礼儀から）
3. 全員で目標達成（「ねらい」を見失うな）
4. 場面を意識する（今は何をするとき？）
5. 確実な振り返り（自己評価表の記入）

- ①授業前までに準備し、着席してチャイムを聞く。
- ②授業終了のチャイムまで教室から出ない。移動教室
の授業で教室へ忘れ物をして教室へは帰らない。
- ③宿題、提出物などは積極的に取組み、提出期日を守
る。

- ④教科書・ノート・タブレット等の授業道具を忘れな
い。
- ⑤暴言・騒ぐ・暴れる・立ち歩き・授業をエスケープ
して指導に従わないなどの授業妨害をしない。
- ⑥カンニング行為は禁止。

3 清掃について

- ①掃除中には私語をせず、集中して時間いっぱい取
り組む。
- ②掃除終了後、担当教職員と点検表に基づいて振り
返しを行い、不十分な場合は放課後にやり直しを
する。

【3】 かばん・服装・身だしなみについて

1 かばんについて

- (1) 通学カバン
 - ①学校指定のものを使う。名前は指定の場所に書
き、落書きなどをしてはいけない。
 - ②必要のないものはつけない。
 - ③授業のある日は、通学かばんで登校する。
- (2) セカンドバッグ（スポーツバッグ）
 - ①通学かばんに入りきらない学習道具や体操服な
どを入れる。
 - ②指定場所に名前を書く。落書きをしない。
 - ③必要のないものはつけない。

2 服装・身だしなみについて

- (1) 履き物
 - ①通学靴は、白色（カラーライン等は不可）ひもつきま
たはマジックテープのもので運動に適したものと
する。（ハイカットは不可）
 - ②上履き・体育館シューズは学校指定のものとする。
 - ③履き物のかかどに名前（苗字）を正しく書く。
 - ④雨天時は長ぐつをはいてもよい。
 - ⑤部活動で使う靴は、通常の登下校では使用しない。
- (2) 靴下
 - ①白色、黒色、紺色とする。
 - ・ワンポイントは可。
 - ・ライン入り、ハイソックス、ルーズソックスは不可。
 - ・くるぶしが隠れるもの（アンクルソックスは不可）
 - ②冬季にストッキングをはいてもよい（色はベージュ
で高価でないもの）
- (3) 服装
 - ①制服は、学生服、セーラー服、学校指定の男女兼用
ブレザー、男女スラックス（夏冬）、スカート（夏
冬）。変形させない。
時候に応じて、学校指定のポロシャツで過ごしても
よい。（式の際は、学生服・セーラー服を着用）
 - ②学生服、セーラー服は、刺繍された名札を胸の所
定の位置に縫い付ける。
ブレザーは、胸の所定の位置に名札を付ける。

- ③ポロシャツは、学校指定のもの。（名前は刺しゅう入り）
- ・ポロシャツは、ズボン、スラックス、スカートの中へ入れて着用する。
 - ・ポロシャツの下に着るものは、絵や文字のワンポイントで、外に透けにくいものとする。（ハイネックは不可）
- ④気候や体調に合わせて、各自で服装を調整することとし、衣替えの時期は設けない。
学生服、セーラー服の場合、セーター、トレーナー、ベスト（色は白、黒、紺、茶、グレー）を制服の下に着てもよい。
- ・制服の袖口、裾からはみ出さないもの。
 - ・カーディガンは不可。
 - ・タートルネック等えりが高く上がるものや、フード付きは不可。
 - ・ブレザーの場合、下のポロシャツの上に、Vネックのものを着てもよい。（色、形等は上記同様）
- ⑤ズボン、スラックスは、ベルトを着用し、ウエストの位置でとめる。
- ・ベルトは、黒、濃紺、こげ茶、茶色の単色とする。
 - ・極端に細いもの、広いもの、穴が多数あいたものや、かざりのあるものは不可。
- ⑥スカートはひざがかけれる長さとする。
- ⑦気温に応じて手袋、マフラー、ネックウォーマーを着用して良い。マフラー、ネックウォーマーの色は白、黒、紺、茶、グレーとし、入試で着用できるものとする。

(4) 頭髪

- 頭髪は清潔を保ち、目にかからない、学習や運動に適した髪型で、進路選択の場にふさわしい髪形を基本とする。
- ①前髪は目にかからない長さにする。
 - ②ヘアピン、ゴムは使用してもよいが、飾りのないものとし、色は黒、紺、茶系とする。
 - ③色ぬき、染料等で髪の色を変えたり、パーマなどしないこと。
 - ④一部を特に強調した髪型にしないこと。
 - ⑤肩にかかる場合は耳より下の位置で一つか二つにゴムでまとめる。不自然なまとめ方はしないこと。
 - ⑥ワックスやヘアスプレーなどで髪を固めないこと。

(5) 体操服およびウィンドブレーカー

- ①学校指定のものを着用する。
- ②寒い時期の登下校と部活動の時には、制服または長袖体操服の上に、ウィンドブレーカーの着用を認める。（学校行事や冬季体育授業等の場合は、その都度別途連絡することとする）

(6) その他

- ①化粧、まゆ毛を剃る・抜く・カットする、ピアス、ネックレス等はしない。（ピアスの穴開けもしない）
- ②制汗剤、日焼け止め、ハンドクリームは、無香料・無着色のものとする。（塗布する場所、時間など、マナーを守って使用する）

【4】 学校外での生活について

- ①外出する際は、家の人に必ず行き先・帰宅時間を告げる。
- ②夜間外出はしない。（夜間とは日没後のこと）
- ③コンビニ等で、用事のない時に出入りしたり、たむろしたりしない。
- ④飲食店や娯楽場等（カラオケボックス・ゲームセンター・プリクラコーナー・映画館・ゲームコーナー等）への出入りについては、保護者同伴以外は禁止とする。
- ⑤友人どうしの外泊は認めない。
- ⑥グループで何らかの会をするときには、必ず責任が持てる保護者の参加を得て計画・実行すること。

【5】 反社会的な行動の禁止

自他ともに健やかな成長をし、進路実現をすることができるよう、自律して生活を送る。

反社会的な行為（問題行動）の例

- ① いじめ・脅し
 - ② 飲酒・喫煙
 - ③ 暴力行為・器物破損
 - ④ 金品強要（恐喝）
 - ⑤ 窃盗・万引き
 - ⑥ 無免許運転・暴走行為
 - ⑦ 夜間徘徊（家出）
 - ⑧ シンナーなどの薬物乱用
 - ⑨ 性に関する問題行動（援助交際など）
 - ⑩ 爆竹、警報機を鳴らす。他人の持ち物へのいたづら等
 - ⑪ SNS等での誹謗中傷など、情報モラルに反する行為
 - ⑫ その他、法律に触れる行為や補導の対象となる行為
- 反社会的な行動については、同意、手助け、一緒に行動、同席もしてはいけない。

以上のきまりに違反した場合は指導を行い、必要に応じて保護者連携、警察連携などを行う。また、反省及び改善が見られない場合は、反省及び改善が見られるまで特別な指導を行う。

平成23年	5月24日	施行
令和4年	4月1日	一部改訂
令和4年	11月1日	一部改訂
令和5年	11月16日	一部改訂
令和7年	4月1日	一部改訂